

平成29年度高知県農地中間管理機構の活動方針

平成29年度

I 平成29年度の活動方針

- ・事業開始から4年目となる平成29年度は、全市町村での事業実施を図るとともに県内における担い手への農地集積・集約目標1,100haの達成に向けて取り組む。
- ・平成28年度は、重点地区を中心に県下全域で取り組んだが、平成27年度の170haを下回る145ha(△15%)の貸付けとなった。
- ・借受希望は、応募回数を年6回実施した結果、延べ186経営体、借受希望面積525haとなったが、これに対し、貸付希望は559名、貸付希望面積175haであり、農地の受け手に比べて出し手が少ない状態が続いている。
- ・この対策として、これまでは現場の情報に精通したコーディネーター担当者である「農地活用サポーター」(以下「サポーター」という。)と現場を担当エリアとする「農地集積推進支援契約職員」(以下「推進支援員」という。)を中心に、地域の話し合いの機会を捉えて周知、啓発活動を行ってきた。

本年度は、それに加えて可能な地域から農地利用最適化推進委員(以下「最適化推進委員」という。)とも情報を共有し、地域の会合への参加要請を行うなど、更なる出し手の掘り起こしの拡大を図る。
- ・次世代施設園芸を推進するために、高知県農業公社次世代施設園芸団地農地確保基金を活用して優良な農地を確保するとともに、高知県園芸団地整備円滑化事業を活用して園芸団地の基盤整備の推進を支援する。
- ・平成27年度までに農地中間管理事業を利用し貸借実績のあった市町村は、15市町村であった。28年度に5市町村で新たに実績ができたが、まだ14市町村で実績がない状況であるため、今後も引き続き周知活動を広げ県下全域での事業実施を目指す。
- ・県の中山間地域対策における「小さな拠点(集落活動センター)」との連携を提案し推進するとともに、本年度から県が新たに進める中山間農業複合経営拠点の整備を支援する。
- ・集落単位での利用集積・集約の機運が高まった10市町村19地区を重点地区(別紙)に指定して事業を推進する。年度途中で機運が高まった場合には、指定地区を適宜追加する。

II 具体的な推進事項

1 機構の役員体制

- ・現役員7人中5人が経営能力を有する体制であり、29年度も同様の体制で取り組む。

2 機構の推進体制

- ・平成29年度の体制は、本部に13人(うちエリア担当は2人増員し7人)、現場に推進支援員を1人増員し11人を配置する。
- ・平成27年9月から重点地区を中心にサポーターを委嘱し配置しており、29年3月末には7市町10人を配置した。29年度は2市町で新たに2人を配置する計画である。

今後も、農地集積を推進するために、サポーター制度の点検と充実を図る。

3 担い手農業者等との連携

- ・市町村認定農業者連絡協議会に参加し、担い手との意見交換を実施する。
- ・コウチ・アグリマネジメント・クラブの総会に出席し、法人代表者等との意見交換を実施する。
- ・高知県認定農業者連絡協議会及びコウチ・アグリマネジメント・クラブ等の関係団体との連携協定の締結の提案を行う。
- ・各集落の座談会に出席し、農地の集積・集約のPRを実施する。

- ・農地基盤整備事業実施予定地区での集落座談会に出席し、農地の集積・集約のPRを行う。
- ・これらの活動を通じて、定期的に担い手との意見交換を行い連携を図っていく。

4 最適化推進委員との連携

- ・平成28年度に最適化推進委員が配置された市町村は6市町（香美市、大豊町、土佐町、黒潮町、南国市、東洋町）あり、29年度は19市町村で配置される。
そのため、農業委員会ネットワーク機構と連携し、農業委員会の定例総会に出席し事業連携を図る。
具体的には、農用地貸付申出者と農地借受希望者のマッチング情報を推進支援員と最適化推進委員の間で情報を共有し、連携を密にして効率的な利用集積を図っていく。
また、利用権設定されたもので終期を向かえる農地の所有者に対して、機構事業の活用を促し働きかけを行う。

5 農地の貸付者（出し手）の掘起し

- ・昨年同様、県外在住の地権者や相続人等（以下「地権者等」という。）が集まる盆と年末にマスコミを利用した農地の出し手募集の広告を行う。また、市町村や農業委員会、JA公報などにも広告掲載を依頼する。
- ・秋口のJA産業祭等に農地中間管理事業の個別相談会を実施し、直接地権者等に説明を行い、出し手の掘り起こしを図る。
- ・出し手の掘り起こしについて、更にPRするため、サポーターを通じて地域の地権者等へのアプローチを実施する。

6 農地中間管理事業と農地基盤整備事業との連携

- ・平成29年度重点地区19地区のうち16地区が基盤整備事業の実施予定地区であり、県農業基盤課、県農業振興センター、市町村、土地改良事業団体連合会及び土地改良区等と事業の進捗状況に関する情報を共有し、利用集積及び集約化を進める。
- ・新たに農地耕作条件改善事業を取組む地区については、市町村と事前協議を行い、順次重点地区に指定するなど事業実施に向けた連携を図る。

7 農地流動化に向けての進行管理について

- ・平成26年度から毎月事務局会議を開催している。この会議は、機構の役員と本部職員及び推進支援員が県の担当課も交えて、事業を推進するにあたって直面する課題を協議し、意見や情報を交換するために開催しているもので、今後も引き続きこの会議を通じて、事業の進行管理を行っていく。

8 遊休農地意向調査について

- ・農地法第35条第1項に基づき、遊休農地の所有者からの意思表示があった農地のうち、機構取扱いが可能な農地については、現地調査を行ったうえで事業の活用を行う。
- ・農地中間管理事業で取扱いができない農地について、地主から農業公社が独自で行っている「農地情報提供活動」の申出があった場合には、農地を探している方への情報提供を行い農地の活用を促していく。

9 全国農地情報公開システムの活用

- ・農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）フェーズⅡの本格的な利用が29年度より可能となることから、全国農地ナビの成果を地域での話合いに活用し、更なる推進を図る。

(別紙)

平成29年度 農地中間管理事業 重点地区

| | 市町村名 | 地区名 | 面積 | 状況 |
|----|---------|------------------|---------|---|
| 1 | 四万十市 | 入田地区 | 18 ha | H26年度から基盤整備工事中。集落営農法人（農）入田村にH30年度集積予定 |
| 2 | | 利岡地区 | 16 ha | 地域の担い手(法人・個人)へ集積予定。H28年度からほ場整備実施 |
| 3 | | 三里地区 | 6 ha | 集落営農法人へ集積予定。H28年度からほ場整備実施 |
| 4 | | 横瀬地区 | 2 ha | H29年度農地耕作条件改善事業を実施予定、担い手等に集積予定 |
| 5 | 黒潮町 | 出口・田野浦地区 | 2 ha | H29年度農地耕作条件改善事業を実施予定、担い手等に集積予定 |
| 6 | | 浮鞭地区 | 2 ha | H29年度農地耕作条件改善事業を実施予定、担い手等に集積予定 |
| 7 | 四万十町 | 米の川地区 | 10 ha | H29年度農地耕作条件改善事業を実施予定、担い手等に集積予定 |
| 8 | | 宮内地区 | 1.5ha | H28年度から農地耕作条件改善事業実施中。担い手農業者等へ集積予定 |
| 9 | | 志和地区 | 8 ha | 集落営農法人へ集積予定。H31年度からほ場整備実施予定 |
| 10 | | 八千数地区 | 1.5ha | H29年度農地耕作条件改善事業を実施予定、担い手等に集積予定 |
| 11 | | 根元原地区 | 2.1ha | H29年度農地耕作条件改善事業を実施予定、担い手等に集積予定 |
| 12 | | 数家地区 | 1.2ha | H29年度農地耕作条件改善事業を実施予定、担い手等に集積予定 |
| 13 | 中土佐町 | 奈路・三ツ又・槇野々地区 | 1.2ha | H29年度から農地耕作条件改善事業を実施。集落営農法人（農）大野見野の風に集積予定 |
| 14 | 日高村 | 本郷地区 | 2.7ha | H28年度から農地耕作条件改善事業を実施、次世代園芸団地整備中。企業参入 |
| 15 | 高知市 | 介良沖ノ丸地区 | 16 ha | H27年度から地域の担い手農業者等への集積調整。H29年度から農地耕作条件改善事業計画予定 |
| 16 | 南国市 | 長岡地区 (JA長岡管内) | 20 ha | H27年度から担い手農家への集積・集約長岡営農センターへ業務委託 |
| 17 | 香美市 | 永野地区 | 7 ha | H27年度からほ場整備に向けた地元調整。集落営農組織法人化予定。H30年度からほ場整備実施予定。 |
| 18 | 室戸市 | 庄毛地区 | 6 ha | ほ場整備に向けた地元調整中。H31年度からほ場整備実施予定 |
| 19 | 北川村 | 野友地区 | 1 ha | H28年度からゆず振興プロジェクトチームを立ち上げ地元調整。H30年度から果樹経営支援対策事業等実施予定。 |
| | 計 10市町村 | 19地区 | 124.2ha | |